

# 共済わかやま

4  
2020  
月号  
vol.52

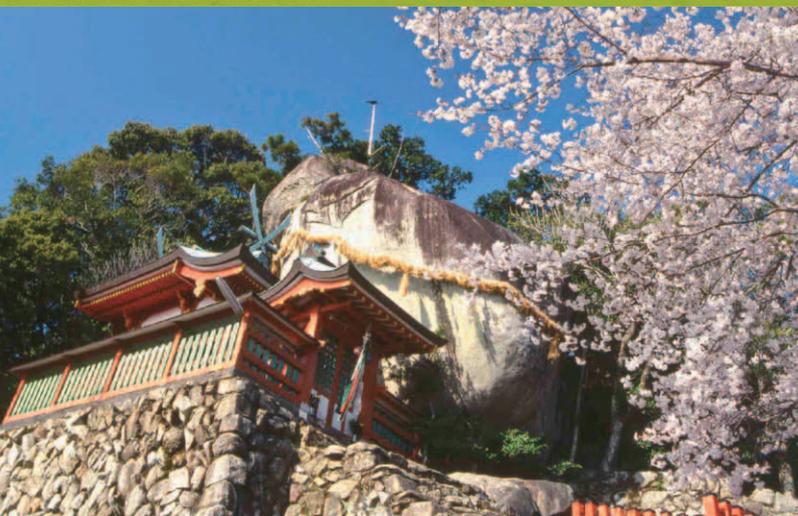
## Contents

- |   |                     |    |                                   |
|---|---------------------|----|-----------------------------------|
| 2 | 令和2年度 保健事業 新規・変更事項  | 9  | 被扶養者の状況に変更はないですか？                 |
| 3 | 共済組合に加入された組合員の皆様へ   | 10 | 令和2年4月からの掛金率<br>短期給付に係る個人番号に関すること |
| 4 | 令和2年度 各種共済事業 短期給付事業 | 11 | 公立学校共済組合全国宿泊施設一覧                  |
| 6 | 長期給付事業              | 12 | <b>広告</b> ホテル アバローム紀の国            |
| 7 | 貸付事業                |    |                                   |
| 8 | 再任用・臨時的任用の組合員の皆様へ   |    |                                   |

【保存版】令和2年度 保健事業一覧表



新宮市の宝もの



公立学校共済組合 和歌山支部

JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS - WAKAYAMA

## ■ 健診事業

新規

### 歯科健診

令和2年度より、指定年齢該当者(25歳、30歳、35歳、45歳、55歳)のうち、希望者は歯科健診を無料で受診できます。



変更

### ①若年ドック

受診対象者の要件を一部変更します。

変更前→若年ドックを受診してから3年間は対象外  
変更後→毎年申込可能(1日コース対象者は除く。)

変更

### ②脳ドック

受診対象者の要件を一部変更します。

変更前→41歳以上の組合員  
変更後→年齢制限なし(1日コース対象者は除く。)

変更前→脳ドックを受診してから4年間は対象外  
変更後→脳ドックを受診してから1年間は対象外(1日コース対象者は除く。)



## ■ 健康づくり事業

新規

### 女性セミナー & ヨガセミナー

女性のための乳がん・子宮がん等に関するセミナーとヨガセミナーを和歌山市・田辺市・那智勝浦町で実施いたします。



## ■ 一般事業

新規

### アバローム紀の国おせち料理利用補助

組合員がアバローム紀の国の企画するおせち料理を購入した場合、料金の一部を補助します。(1人一回 2,000円)



変更

### アバローム紀の国食事等利用補助

アバローム紀の国の提供する食事等(宴会・レストラン)を利用参加した場合、1人1回1,000円を補助します。  
(食事単価が3,000円(税別)以上)

変更前→補助回数3回(年度間)  
変更後→補助回数5回(年度間)



※詳しくは令和2年度 保健事業一覧表[保存版]をご覧ください。

# 共済組合に加入された組合員の皆様へ

## 公立学校共済組合とは

地方公務員法第43条は、「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行なうための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。」と規定し、これに基づいて地方公務員等共済組合法が制定されています。

共済組合制度は、公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした事業を行っています。社会保障制度、社会保険制度の一環であるといえます。

## 本部・和歌山支部の所在地

本部は、東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5号に置かれ、支部は全国の47都道府県の教育委員会に設置されています。

和歌山支部は、和歌山県教育庁総務課福利厚生室内(南別館6階)に設置されています。

## 和歌山支部の業務内容

- ① 組合員の資格の得喪その他組合員に関する事項
- ② 被扶養者の認定に関する事項
- ③ 短期給付(医療費等)の決定及び給付に関する事項
- ④ 第三者加害行為に基づく損害賠償の請求に関する事項
- ⑤ 福祉事業(保健・貸付)の運営に関する事項
- ⑥ 掛金及び負担金の収納に関する事項
- ⑦ 標準報酬の月額及び期末手当等の額に関する事項

- ⑧ 長期給付(年金)に関する事項
- ⑨ 国民年金の第三号被保険者の届出代行に関する事項
- ⑩ 和歌山宿泊所の経営に関する事項

## 共済組合の財源

組合員の皆様の給料や期末手当等から控除される掛金(短期・厚生年金・介護)と事業主(地方公共団体等)からの負担金です。

## 共済組合の事業概要

### 短期給付事業 (事業内容 P.4~P.5)

共済組合の短期給付事業は、民間の健康保険に代わる制度で、組合員及びその被扶養者の公務によらない病気、負傷、出産、死亡、災害等の事由により組合員が被る経済的負担を補填又は軽減することを主な目的として行われる給付事業です。

### 長期給付事業 (事業内容 P.6)

組合員の老齢(退職)・障害・死亡に対して年金の支給を行います。

### 保健事業 (事業内容「令和2年度 保健事業一覧表」)

組合員及びその被扶養者の健康の保持増進・元気回復のために行われる事業です。

### 貸付事業 (事業内容 P.7)

組合員等が住宅又は宅地の取得、入学又は修学、災害、その他臨時に資金を必要とする場合に貸付けを行っています。

## 和歌山支部ホームページ アドレス ▶ <https://www.kouritu.or.jp/wakayama/>



公立学校共済組合本部  
ホームページへリンクしています。

どんな手続をとればいいのかわからない場合、まず、「**こんなときガイド**」・**「手続ナビ**」を見てください。あなたに必要な手続がわかります。

**組合員専用ページ**  
とるべき手続を知っているけれど、「様式・記入例」がお手元がない場合、入手できます。  
**ログイン方法** ユーザー名:組合員証番号  
パスワード:西暦8桁での生年月日

**健康管理事業**  
健康相談事業・健診事業・健康セミナー等宿泊施設を利用するとき  
県外公立学校共済組合宿泊施設補助等リフレッシュするとき  
バカンスクーポン、ライフプランセミナー

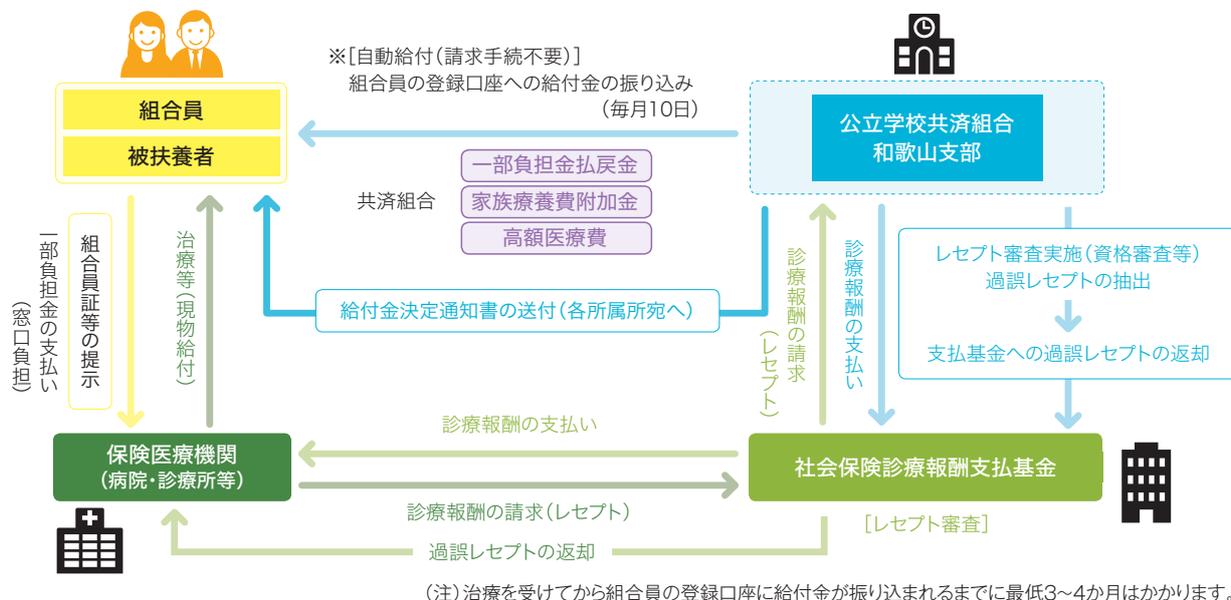
和歌山支部の概要、よくある質問、  
共済わかやま、退職サポートブック等

# 令和2年度 各種共済事業 短期給付事業

組合員や被扶養者の皆さまが病気やけがのため病院で診療を受けたときや、出産、死亡、休業や災害にあったときの給付を行っています。請求手続きをしなくても受けられる給付と、請求手続きが必要な給付があります。

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」と「附加給付」（公立学校共済組合独自）があります。

## 自動給付の流れ



## 組合員証(被扶養者証)を提示し、医療機関等で診療を受けたとき

組合員(被扶養者)の診療にかかった医療費のうち、7割は共済組合が直接医療機関等に払います。

療養の給付

家族療養費

医療費総額



7割

(公立学校共済組合負担)



3割

(組合員自己負担)

医療機関等の窓口で組合員証(被扶養者証)を提示することで、自己負担は3割で済みます。この窓口負担が一定額以上になったときは、

高額医療費

や、

一部負担金払戻金

家族療養費附加金

が**自動で給付**されます。

※負担割合は、所得、年齢等により一部異なります。

組合員

一部負担金払戻金

被扶養者

家族療養費附加金

一般的には、組合員又は被扶養者(同一人)が、同一月に同一保険医療機関等において、診療を受けた際の自己負担額の合計が25,000円(標準報酬月額が530,000円以上の者は50,000円。以下同じ)を超えると、自己負担額から25,000円を控除して得た額(100円未満の端数切り捨て)

組合員・被扶養者

高額医療費

○70歳未満の場合

医療費の自己負担が高額療養費算定基準額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給。

標準報酬月額	高額療養費算定基準額	区分
(83万円以上)	252,600円+(医療費-842,000)×1%【多数回該当 140,100円】	㊦
(53万円~79万円)	167,400円+(医療費-558,000)×1%【多数回該当 93,000円】	㊥
(28万円~50万円)	80,100円+(医療費-267,000)×1%【多数回該当 44,400円】	㊤
(26万円以下)	57,600円【44,400円】	㊤

※多数回該当とは、療養のあった月以前の12か月以内に高額療養費が支給されている月が3か月以上ある場合。

## 請求手続が必要な主な給付（請求後に給付されます）

給付金を請求するときは、所定の請求書に必要な書類を添えて所属所（学校等）を経由し、和歌山支部へ提出してください。  
給付事由が生じた日の翌日から2年以内に請求しないと、給付金が受け取れなくなります。  
制度の詳細、支給要件、請求手続などについては、和歌山支部のホームページや広報誌をご覧ください。

### 🏠 病気になったとき

療養費 (家族療養費)	やむを得ない理由で組合員証(被扶養者証)を使わず医療費の全額を支払ったとき
移送費 (家族移送費)	症状が重く緊急やむを得ず医師の指示で移送されたとき

### 👶 出産したとき

出産費(家族出産費) 同附加金

### 🌸 死亡したとき

埋葬料(家族埋葬料) 同附加金

### 💰 休業し、給与が減額されたとき

傷病手当金同附加金	公務によらない病気やけがで休職したとき
出産手当金	出産に伴い休業したとき
休業手当金	家族の病気やけがなどの理由により欠勤したとき
育児休業手当金	育児休業したとき
介護休業手当金	介護休業したとき

### 🏠 災害にあったとき

災害見舞金	非常災害で住居や家財に損害を受けたとき
弔慰金 (家族弔慰金)	非常災害で死亡したとき

～医療費が高額になりそうなときは**限度額適用認定証**の交付を受けましょう！～

## 限度額認定証とは？

70歳未満の組合員及び被扶養者が、入院等によりひと月、同一医療機関あたりの医療費が高額になると見込まれる場合は、事前に所属所を通じて共済組合へ限度額適用認定申請書を提出し、「限度額適用認定証」の交付を受けてください。  
(特に県外の医療機関等を受診(入院等)される場合は、必ず申請を行ってください。)

この証を組合員証等と併せて医療機関等に提示することにより、窓口での支払額が高額療養費の自己負担限度額までとなり、支払いの負担が軽減されます。

〈例〉適用区分(ウ) 総医療費100万円の場合

$$80,100 + (1,000,000 - 267,000) \times 1\% = \textcircled{1}87,430\text{円}$$

$$300,000 - 87,430 = \textcircled{2}212,570\text{円}$$

$$87,430 - 25,000 = 62,430\text{円}(100\text{円未満端数切り捨て)} \blacktriangleright \textcircled{3}62,400\text{円}$$

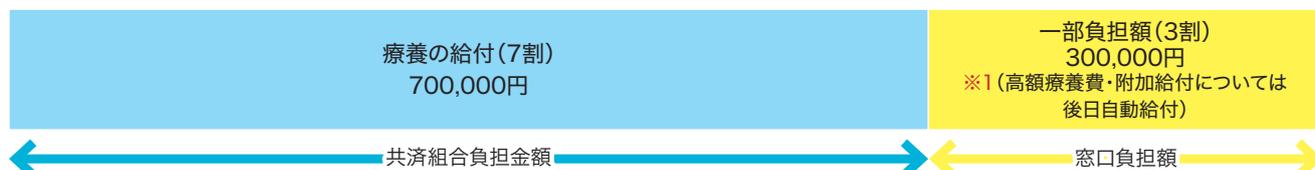
$$87,430 - 62,400 = \textcircled{4}25,030\text{円}$$

- ①自己負担限度額(窓口負担額) ②高額療養費  
③一部負担金払戻金又は家族療養費附加金 ④最終自己負担額



最終自己負担額に  
変わりはありませんが  
申請すると  
窓口で支払う負担が  
軽減します。

### ★限度額適用認定証を使用しない場合



※1 限度額適用認定証を使用しなかった場合でも、自己負担限度額を超えた額については、3か月後以降に共済組合から高額療養費として自動給付しますので、最終的な負担金額は変わりません。

### ★限度額適用認定証を使用した場合



※2 高額療養費を差し引いた自己負担額が、25,000円(標準報酬月額が53万円以上の上位所得者は50,000円)を超えた場合、附加給付(一部負担金払戻金又は家族療養費附加金)が後日自動給付されます。

※2③附加  
給付  
62,400円 ④最終自己  
負担額  
25,030円

有効期限が切れたものや、有効期限が切れていなくても必要なくなった場合は速やかに共済組合にお返してください。

# 長期給付事業

組合員の老齢(退職)・障害・死亡に対し年金の支給を行います。

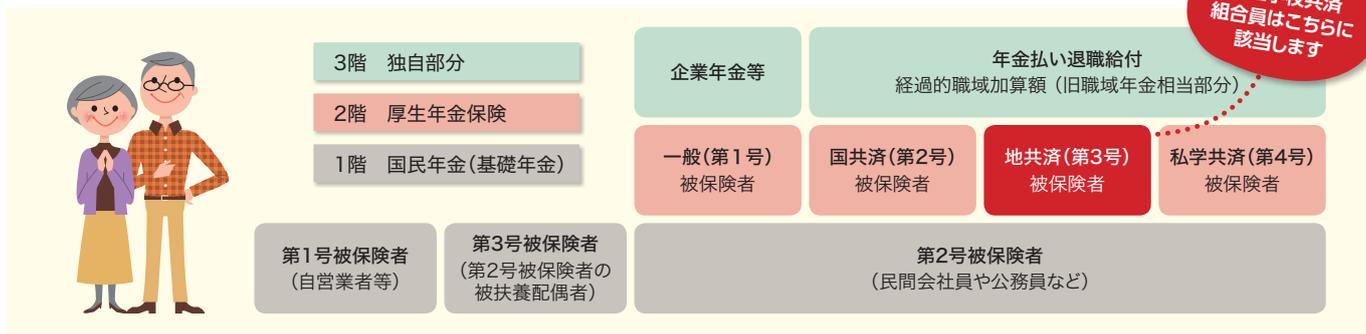
## ●公的年金制度について

公的年金制度は、「国民年金」と「厚生年金保険」により構成されています。

「国民年金」は全国民に共通の制度で、1階部分に当たる基礎年金を支給します。国民年金の被保険者(加入者)は職種等によって、第1号被保険者から第3号被保険者までに分かります。

「厚生年金保険」は、被用者(国民年金の第2号被保険者に該当する方)のための制度で、2階部分として報酬に比例した年金を支給します。厚生年金の被保険者(加入者)は、「一般・国共済・地共済・私学共済」に区分され、実施機関も異なります。年金決定時には、区分ごとにそれぞれの期間について厚生年金を決定します。

なお、共済年金独自の3階部分である「職域年金相当部分」は、平成27年10月以降の組合員期間については廃止され、新たに「年金払い退職給付(退職等年金給付)」制度が設けられました。ただし、平成27年9月までの組合員期間については、経過措置として、その期間に応じた職域年金相当部分の年金(経過的職域加算額)が支給されます。



## ●長期給付の種類

共済組合が支給する年金	厚生年金保険給付	老齢厚生年金	組合員期間等が10年以上ある者に65歳から支給されます。組合員期間等については経過措置があるほか、支給開始年齢も生年月日に応じて、60歳～64歳からとなっています(在職中は、報酬等に応じて一部又は全部が支給停止となります。)
		障害厚生年金	在職中の病気や負傷により、一定以上の障害の状態にあると認定されたとき年齢に関係なく支給されます。
		障害手当金	障害厚生年金が決定されるほどではないが、在職中の病気や負傷により、一定程度の障害の状態にあると認定されたとき支給されます(他の年金の受給権がある者を除きます。)
		遺族厚生年金	組合員が在職中に死亡したとき、老齢厚生(退職共済)年金や障害厚生(共済)年金(障害等級1、2級に限り)の受給者が死亡したとき等に、遺族に支給されます。
	年金払い退職給付	退職年金	平成27年10月以降、1年以上の引き続き組合員期間がある者に、退職時までに積立した給付算定基礎額にもとづき、半分は終身退職年金、半分は有期退職年金として、65歳から(65歳以上の在職者は退職後)支給されます。有期退職年金の支給期間は20年又は10年のいずれかの選択となります(一時金として受給することも可能です。)
		公務障害年金	公務による傷病(通勤災害を除く)により障害の状態になった方に、障害の状態である間支給されます。
		公務遺族年金	公務による傷病(通勤災害を除く)により死亡された場合に、遺族に支給されます。

年金額が  
知りたい!

- 毎年誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、加入記録や年金見込額情報をお知らせしています。35歳・45歳・59歳の方は封書、それ以外の方は、はがきでの通知です。
- 毎年7月に「年金払い退職給付」の給付算定基礎額や加入期間等をお知らせしています。
- 「地共済年金情報Webサイト」では、ご自身の年金情報が確認できます。(公務員厚生年金期間のみ)ご利用の際は、登録をし、ユーザーIDを取得してください。詳細は、公立学校共済組合本部ホームページをご覧ください。 <https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/website/index.html>



# 貸付事業

組合員の皆さまを、資金面でサポートするため、貸付事業を行っています。申込み等の手続については、経理班へ

## 費用・利便性・安心の面で選ばれています

### 費用

- ◆連帯保証人や担保の設定がなく、保証料等の初期費用は無料です。
- ◆お申込みや繰り上げ返済に係る手数料等は無料です。

### 利便性

- ◆ご返済は給与控除による自動返済
- ◆ボーナス併用返済も選択可能
- ◆一部・全部繰上げ返済も可能
- ◆原則、職場で手続きが完了

### 安心

- ◆育児休業配偶者の海外赴任返済を猶予する制度



種類	お借入れ事由	お借入れ限度額	利率年利(※)	返済期間
一般貸付け	組合員が臨時に必要なとする資金	200万円	1.32%	120回以内
住宅貸付け	組合員が住宅の新築やリフォームなどをするため、または住宅の敷地を購入するための資金	1,800万円		360回以内
教育貸付け	組合員やその被扶養者などが高等学校以上の教育機関に入学または修学するための資金	550万円		250回以内
介護構造貸付け	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築やリフォーム等をするための資金	300万円	1.06%	360回以内
災害貸付け	組合員またはその被扶養者が非常災害等を受けたため必要なとする資金	200万円	0.99%	120回以内
住宅災害貸付け	組合員の住宅または敷地が非常災害等により被害を受け、新築等をするための資金	1,900万円		360回以内

※他にも医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け、特別貸付け、高額医療貸付け、出産貸付け等があります。

※臨時的任用職員、再任用職員等は利用できない貸付けがあります。

※貸付利率には、貸付金保険料充当金率(年0.06%)を含んでいます。貸付金保険料充当金とは、民間ローンにおける「保証料」に該当します。当共済組合では、貸付けに際し、担保(連帯保証人や抵当権設定等)を求めない代わりに貸付保険に加入しています。この保険料の一部をご負担いただきます。

※貸付利率は金利情勢の変動に伴い利率が変動する場合があります。

## 貸付け申込時の注意

### 1 貸付申込時の添付書類に「直近の給与明細書(写)」が必要です。

貸付額算定の基準である「給料月額」を確認するために、貸付申込書(全種別、貸付金額に関わらず)に添付する書類として「直近の給与明細書(写)」が必要です。

### 2 やってはいけないこと

資金計画をたてない借入れが、自己の返済能力を超える借入れの大きな原因になりますので、絶対にならないようにしましょう。



このような償還猶予制度があります。

次の事由に該当する場合は、本人の申出により償還の猶予ができます。

事由	猶予期間
住宅または住宅の敷地が地震火災その他の非常災害により損害を受けたとき (ただし、住宅・住宅災害・介護構造貸付に限る。)	申出の日の属する月の翌月から12か月の範囲内
育児休業の承認を受けたとき	育児休業の承認期間内
引き続き1か月以上の介護休業(時間取得を除く)の承認を受けたとき	介護休業の承認期間内
心身の故障のため休職となり、給料の全部が支給されないとき(注1)	当該無給休職の期間内 ただし、傷病手当金または傷病手当金附加金(公務または通勤災害における)
配偶者同行休業(注2)の承認を受けたとき	配偶者同行休業の承認期間内 (3年を限度とする。)

注1:借受人の方が、傷害または疾病により就業傷害状態となった場合に、貸付金の返済金相当金額を補填する「債務返済支援保険」の制度があります。

注2:海外に赴任する配偶者に同行するための休業



# 再任用・臨時的任用の 組合員の皆様へ

再任用(フルタイム勤務)の方は、引き続き公立学校共済組合に加入することとなります。  
臨時的任用の方は、任用時から組合員の資格取得をすることとなります。

(令和2年4月1日施行)

	再任用	臨時的任用
組合員証・被扶養者証	組合員証は引き続き使用することができます。被扶養者証については認定要件等の変更がない場合は引き続き使用できます。(6月以降に「継続認定申出」(認定区分の変更)を行ってください。)	任用時から共済組合員の組合員証を使用することになります。被扶養者の認定は30日以内に申告してください。(既に組合員証等を交付されている場合は引き続き使用することができます。)
短期給付	短期給付(医療費等)が受けられます。	
雇用保険(失業保険)	雇用保険に加入します。後日交付される「雇用保険被保険者証」は大切な書類ですから大事に保管してください。(年金請求時に必要です。)	雇用保険に加入しません。
保健事業	※令和2年度 保健事業一覧表[保存版]を参照ください。	
貸付事業	臨時に資金を必要とする場合 特別貸付け制度→給料月額×3/10×残任月数(最高限度額200万) 利率1.32% ※償還回数等は、経理班にお問い合わせください。	
年金に関すること	在職中に年金受給権が発生した場合は、誕生月に所属所あて年金の決定請求に関する書類を送付します。  [支給停止額の計算式] $\text{支給停止額(月額)} = \begin{matrix} 65歳未満 & 65歳以上 \\ (\text{標準報酬月額等}^{\ast 1} + \text{年金月額}^{\ast 2}) - 28\text{万円} & (\text{または } 47\text{万円}) \end{matrix} \times 1/2$ <p>※1 毎月の標準報酬月額(給料)+過去1年間に支給された期末手当等(賞与)の12分の1            ※2 P6の2階部分のみ(経過的職域加算分は共済組合加入中支給停止)            (28万円、47万円は変動します。)</p> [具体例]  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">             63歳の再任用勤務者ですが、受給できる年金額について、給料との調整があると聞いています。調整された後の年金受給額はいくらになりますか？           </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支給の老齢厚生年金 1,702,000円 内訳 { 経過的職域加算額 268,000円 老齢厚生年金 1,434,000円</li> <li>●給料(標準報酬月額) 300,000円 過去1年間の期末手当等 690,000円</li> </ul> $\text{標準報酬月額等} = 300,000 + (690,000 / 12) = 357,500$ $\text{年金月額} = 1,434,000 \div 12 = 119,500$ $\text{支給停止額} = (357,500 + 119,500 - 280,000) \times 1/2 = 98,500 \text{ (老齢厚生年金1月分の停止額)}$ 以上の計算から 一年間の年金停止額 = $98,500 \times 12 + 268,000$ (支給停止) = 1,450,000  <b>年金支給額 1,702,000円 - 1,450,000円 = 252,000円 (在職中受給できる年金額)</b>	

# 被扶養者の状況に 変更はないですか？

毎年、3月から4月にかけて年度変わりには、被扶養者に関する次のような手続が発生しますので、今一度被扶養者の収入状況を確認していただき、要件を欠くに至ったときは、速やかに所属所を通じて共済組合へ被扶養者の取消申告(被扶養者証の返納)を行ってください。

## 資格喪失後、被扶養者証で 受診したときこんな問題が…

被扶養者に認定取消を遡って行った場合、資格喪失日以降、被扶養者証の回収日(「被扶養者取消申告書」の所属所受付日)前の受診に係る医療費等について、組合員に返納していただくことになります。



	取消事由	取消日	添付書類
①	就職した場合 (パート等で勤務し、扶養手当の受給者であるが、「健康保険証」を交付されたときも含む)	他の健康保険に加入した日	●健康保険証(写)
②	パート・アルバイト等の賃金等が3か月連続して108,334円以上支給された場合	賃金等が翌月払… 3か月目の賃金等支払日の翌日 賃金等が当月払… 4か月目の初日	●所得限度額超過及び事実発生日を確認できる書類(写) ・雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書 ・上記を提出できない場合は、給与明細書(写) ・雇用契約書(写)等
③	パート・アルバイト等の賃金等が累積130万円以上となった場合	130万円以上の賃金等の支払日の翌日	
④	パート・アルバイト等の雇用契約書等で、年額130万円(月額108,334円)以上の給料が支給されることが明らかな場合	雇用日	注)給与明細書等の紛失等に替わる書類として、通帳の(写)は不可
⑤	公的年金受給者の収入が、年額180万円以上となった場合	年金等の改定額通知書を受領した日	●公的年金等の年金額改定通知書(写)
⑥	個人年金受給見込額130万円以上	年金の受給日	●個人年金支払金額通知書(写) (支払開始日と年額が記載されたもの)
⑦	事業所得、農業所得等により130万円以上の収入となった場合	確定申告を行った日(写に税務署の受付年月日が押印されている)又は、郵送の場合は申告日	●確定申告書および収支内訳書等(写) (控除対象となる「必要経費」は扶養手当の認定に準じる)
⑧	雇用保険を受給した場合 (日額3,612円以上)	その支給開始日	●雇用保険受給資格者証(写)
⑨	主たる扶養者を変更した場合	扶養事実の消滅した日 (配偶者が主たる扶養者となった日)	●両者が公立学校共済組合和歌山支部組合員の場合…不要 ●配偶者が公立学校共済組合和歌山支部組合員でない場合…扶養替の事由が確認できる書類(写) ・配偶者の健康保険認定後の「被扶養者証」(写)等
⑩	離婚した場合	協議離婚…離婚の届出日の翌日 調停離婚…調停成立日の翌日	●戸籍抄本(写)
⑪	同居を要件とする者が別居した場合	転入日	●住民票謄本(写) (組合員と別居した日が記載されたもの)
⑫	死亡した場合	死亡した日の翌日	●死亡日を確認できる書類(写) ●戸籍抄本(写)又は、埋葬許可証(写) 「家族埋葬料請求書」と同時に提出する場合は不要

注1) ②③④で、公的年金受給者の場合、公的年金の額を含む年額は180万円、月額は150,000円に読み替える。

## 令和2年4月からの掛金率

### 令和2年4月から介護保険<sup>※</sup>の掛金率が引上げになります

※40歳以上65歳未満の組合員が対象です。

変更

現行  
(令和2年3月まで)

6.75

改定後  
(令和2年4月から)

7.49(+0.74)



〈例〉掛金率の改定による掛金額

標準報酬月額 41万円

標準期末手当等 80万円

		令和2年3月まで	令和2年4月から	負担額の差
介護保険	標準報酬月額からの介護掛金額(月額)	2,767円	3,070円	+303円
	標準期末手当等からの介護掛金額	5,400円	5,992円	+592円

お知らせ

### 令和2年4月からの事業ごとの掛金(保険料)率は以下になります。

※40歳以上65歳未満の方は、介護保険に係る掛金(掛金率7.49)を併せて負担していただきます。

短期給付事業	42.1	長期給付事業	厚生年金保険	91.5
福祉事業	1.41		年金払い退職給付	71.5

(一般組合員 単位:千分率)

## 短期給付に係る個人番号に関すること

### ●組合員及び被扶養者に係る個人番号の収集について

平成28年1月から社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まり、公立学校共済組合においても法令に基づき、短期給付の事務を行う際に、組合員及び被扶養者の皆さまの個人番号を収集・利用しています。

#### ○利用目的

「番号法」別表第一の39の規程に基づき、「地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務」に利用します。

#### ○個人番号の収集方法

新たに組合員及び被扶養者になられた方の個人番号は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を用いて収集します。

なお、住所の不一致等で、J-LISから個人番号を収集できない場合は、所属所を通じて組合員から収集します。



参考:「番号法」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」です。

# 公立学校共済組合全国宿泊施設一覧

公立共済 やすらぎの宿(<https://www.kourituyasuragi.jp>)の施設情報をご覧ください。

支部名	施設名	電 話	郵便番号	所在地
北 海 道	ホテルライフオーツ札幌	011-521-5211	064-0810	北海道札幌市中央区南 10 条西 1
岩 手	サンセール盛岡	019-651-3322	020-0883	岩手県盛岡市志家町 1-10
宮 城	ホテル白萩	022-265-3411	980-0012	宮城県仙台市青葉区錦町 2-2-19
	玉造荘（鳴子温泉）	0229-84-7330	989-6711	宮城県大崎市鳴子温泉字川渡 62
福 島	あづま荘（飯坂温泉）	024-542-3381	960-0201	福島県福島市飯坂町字中ノ内 1-1
茨 城	ホテルレイクビュー水戸	029-224-2727	310-0015	茨城県水戸市宮町 1-6-1
埼 玉	ホテルプリランテ武蔵野	048-601-5555	330-0081	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-2
千 葉	ホテルポートプラザちば	043-247-7211	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港 8-5
神 奈 川	ひめしゃら（箱根温泉）	0460-84-7100	250-0631	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1245
新 潟	じょいあす新潟会館	025-247-9307	950-0908	新潟県新潟市中央区幸西 3-3-1
富 山	パレプラン高志会館	076-441-2255	930-0018	富山県富山市千歳町 1-3-1
	立山高原ホテル	076-463-1014	930-1413	富山県中部山岳国立公園立山天狗平
		郵便による申込	930-0018	富山県富山市千歳町 1-3-1 高志会館内
長 野	ホテル信濃路	026-226-5212	380-0936	長野県長野市岡田町 131-4
	みやま荘（浅間温泉）	0263-46-1547	390-0303	長野県松本市浅間温泉 3-28-6
岐 阜	ホテルグランヴェール岐山	058-263-7111	500-8875	岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通 6-14
愛 知	ホテル ブラ王山	052-762-3151	464-0841	愛知県名古屋市千種区覚王山通 8-18
	蒲郡荘	0533-68-2188	443-0034	愛知県蒲郡市港町 21-4
三 重	プラザ洞津	059-227-3291	514-0042	三重県津市新町 1-6-28
京 都	ホテル ルビノ京都堀川	075-432-6161	602-8056	京都府京都市上京区東堀川通り下長者町下ル 3-7
大 阪	ホテルアウィーナ大阪	06-6772-1441	543-0031	大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町 19-12
	花のいえ	075-861-1545	616-8382	京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9
兵 庫	ホテル北野プラザ六甲荘	078-241-2451	650-0002	兵庫県神戸市中央区北野町 1-1-14
奈 良	ホテル リガーレ春日野	0742-22-6021	630-8113	奈良県奈良市法蓮町 757-2
和 歌 山	ホテルアパローム紀の国	073-436-1200	640-8262	和歌山県和歌山市湊通丁北 2-1-2
鳥 取	白兔会館	0857-23-1021	680-0833	鳥取県鳥取市末広温泉町 556
島 根	サンラポーむらくも	0852-21-2670	690-0887	島根県松江市殿町 369
岡 山	ピュアリティまきび	086-232-0511	700-0907	岡山県岡山市北区下石井 2-6-41
山 口	セントコア山口（湯田温泉）	083-922-0811	753-0056	山口県山口市湯田温泉 3-2-7
愛 媛	にぎたつ会館（道後温泉）	089-941-3939	790-0858	愛媛県松山市道後姫塚 118-2
高 知	高知会館	088-823-7123	780-0870	高知県高知市本町 5-6-42
福 岡	福岡リーセントホテル	092-641-7741	812-0053	福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1
	小倉リーセントホテル	093-581-5673	803-0811	福岡県北九州市小倉北区大門 1-1-17
佐 賀	グランデ はがくれ	0952-25-2212	840-0815	佐賀県佐賀市天神 2-1-36
長 崎	ホテルセントヒル長崎	095-822-2251	850-0052	長崎県長崎市筑後町 4-10
熊 本	水前寺共済会館グレースア	096-383-1281	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺 1-33-18
大 分	豊泉荘（別府温泉）	0977-23-4281	874-0902	大分県別府市青山町 5-73
鹿 児 島	ホテルウェルビューかごしま	099-206-3838	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎 2-4-25

公立学校共済組合員の皆様へ

Dear Precious One...  
The Avalorm Wedding



公立学校共済組合員様限定の

「婚礼利用補助」と  
「割引」と「特典」で  
ウェディングを  
もっとお得に!

公立学校共済組合員の皆様へ  
結婚が決まったら  
まずはアバローム紀の国へ

公立学校共済組合員の方(ご家族も含まれます)限定で  
スペシャルな特典を用意し、皆様をお待ちしています!  
結婚が決まったらお気軽にホテルにご相談ください。経  
験豊富なウェディングプランナーがお二人の「幸せ」の  
お手伝いをさせていただきます。

父や母の代から愛され続けたこのホテルには、時代を  
超えスタイルが変わっても変わらず受け継がれてきた想  
いがあります。温もりと感動に満ちた特別な一日をお過  
ごしく下さい。



婚礼利用補助  
&  
クーポン利用で

共済組合員限定プラン

(40名様) 1,992,300円 → 1,050,000円

3大プレゼントで最大94万円もお得!

\*アバローム紀の国婚礼利用補助(新郎側15万円 新婦側15万円 最大30万円)  
とクーポン20万円を含みます。

①

好きな挙式  
プレゼント



キリスト教式・神前式・  
チャペル内人前式のう  
ち、好きな挙式をプレ  
ゼント!

②

カラードレス  
プレゼント



関西最大級の品数を誇る  
「Hiro Wedding Costume」  
からカラードレス1点レン  
タルプレゼント!

③

スナップアルバム  
プレゼント



ほとんどの新郎新婦が  
オーダーする「スナップア  
ルバム」をプレゼント! 大  
切なシーンをかたちに...

COUPON



来館時に  
本チラシ・QRクーポンの  
どちらかを  
ご提示ください。

QRクーポンはこちら

200,000円OFF

※30名様以上で挙式・披露宴を実施される方。(共済組合員限定プランも使用可能)  
※30名様未満で挙式・披露宴を実施される方は100,000円OFFとなります。※他の割引と併用不可となります。  
※すでに当ホテルでご成約のお客様は割引の対象外となりますのでご了承ください。

HOTEL  
AVALORM KINO-KUMI

ご予約・お問い合わせ ☎ 073-436-8686

〒640-8262 和歌山市湊通丁北2丁目1-2

e-mail wedding@avalorm.com http://www.avalorm.com



写真・記事の提供: 新宮市



表紙: 新宮市立神倉小学校 神倉神社・新宮城の跡

所在地: 新宮市千穂一丁目2-40

体育館の構造 神倉小学校は、2012年に丹鶴小、千穂小学校を統合した。

体育館は、千穂小学校時代のものが引き継がれ、校庭に面した壁一面に木板が張り付けられ、寺社の巨大倉庫のような外観。

宝ものとは 宮崎駿監督は、世界遺産・神倉神社のゴトビキ岩を見学された際、その帰りに神倉小の体育館に魅力を感じ訪問。その際の感謝を込めた手紙が学校に届きました。手紙には「見事な木造の講堂に、かまんでぎずに失礼しました」と書かれ、「温かくおむかえいただき恐縮しました。どうかあの建物を大切に下さい。子供達に巨大な木造建築物をのこそうとした人々の努力を伝えて下さい」と記されていました。

共済 わかやま Vol.52 編集・発行 公立学校共済組合 和歌山支部

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 和歌山県教育庁総務課福利厚生室内 TEL.073-441-3710 URL https://www.kouritu.or.jp/wakayama/index.html

リサイクル適性(A) この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

この印刷物は地球環境に優しい再生紙、植物油インキを使用しています。